

工事請負契約の一部を変更することについて

平成31年第1回市議会臨時会の議決を経て締結した市道下譲羽線道路災害復旧工事（30年災補災道第898号）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年2月28日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成31年3月28日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成31年10月31日まで」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

市道下譲羽線道路災害復旧工事（30年災補災道第898号）

2 変 更 理 由

補助事業の翌年度繰越しに伴い、工期を延長するもの

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成31年1月25日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 市道下讓羽線道路災害復旧工事（30年災補災道第898号）
- 2 工 事 場 所 周南市大字讓羽地内
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成31年3月28日まで
- 4 契 約 金 額 ￥158,094,266-
- 5 請 負 者 周南市入船町6番27号
株式会社高須組
代表取締役 菊本 義徳
- 6 契 約 の 方 法 指名競争入札